

平成 年 月 日

保護者各位

入善町立ひばり野小学校
校長 松田博昭

出席停止について

お宅のお子さんの病気は、学校保健安全法第19条に基づく下記の基準によって、他への感染の恐れのある間は登校できないことになっています。出席停止の期間は下記のとおりですから、この期間を過ぎてから主治医の証明書を持って登校させてください。なお、この間は欠席とみなしません。

- 学校感染症出席停止期間の基準（平成24年4月1日 規則改正に伴い施行）
- インフルエンザ・・・発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がった後2日を経過するまで（新型インフルエンザを除く）
- 麻疹（はしか）・・・熱が下がった後3日を経過するまで
- 風疹（三日はしか）・・・発疹（ブツブツ）が消えるまで
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・・・ほほ等に腫れが現れた後5日を経過し、かつ、全身の健康状態が良くなるまで
- 百日ぜき・・・特有のせきがなくなるまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 水痘（水ぼうそう）・・・すべての発疹（ブツブツ）にかさぶたがつくまで
- 流行性角結膜炎・・・治癒するまで
- その他（ ）・・・

※ ただし、医師が感染の恐れがないと認めた時はこの限りではありません。

.....切り取り線.....

(医師 → 保護者 → 学校)

証 明 書

NO. _____

_____年 組

氏 名 _____

病 名 _____

上記の疾病で 月 日から 月 日まで療養中であったが、主要症状が消退し感染の恐れがないものと認めます。

平成 年 月 日

主治医

Ⓔ